

研究テーマ

少年非行に関する国際比較調査—日韓英の  
青少年を対象とした質問紙調査を通して

研究代表者

上田 光明

(申請時:大阪商業大学 JGSS 研究センター、現在:九州大学キャリア支援センター)

共同研究者

**Laura Bui**

(ケンブリッジ大学犯罪学研究所、博士後期課程院生)

**David Farrington**

(ケンブリッジ大学犯罪学研究所教授)

津富 宏

(静岡県立大学 准教授)

**Manuel Eisner**

(ケンブリッジ大学犯罪学研究所教授)

## 当初の研究計画

日本は、多くの西欧諸国が近代化後に治安悪化を経験してきたのとは逆に、近代化した後も相対的に低い犯罪率を維持している。しかし、これは「相対的な」治安のよさである。日本単独で見た場合には、必ずしもそうは言えない傾向もうかがえる。例えば、日本は犯罪率の低さにもかかわらず体感治安は非常に高いことでも知られている。このアンバランスな状態の原因を、前者が事実であるという前提で、マスメディアや社会構造の変化に求める論者もいるが、それを裏付ける科学的証拠はどこにもない。とすると、日本の犯罪・非行状況は本当は官庁統計で読み取れるほどよくはなく、西欧のそれと変わらないのではないかという疑問もわく。暗数化しているケースや、日本では犯罪視されない行為でも、西欧では犯罪視されるものもあるかもしれない。

この問題点を克服するには自己報告調査による研究が有用である。官庁統計では、実際に逮捕・検挙されたケースしか出ず、発覚を免れたケースは表面化しない。自己報告は、犯罪被害調査とならんで、官庁統計のそういった欠点を補うことができる。そこで、本研究の第一の目的は、日本と、西欧を代表するイギリスの自己報告非行の比較である。

しかし、あまりに異なった二国間の比較では本当の差異が見えにくい。この問題克服のためには、どちらかのサンプルに一定の共通性を担保できる国をその比較に加えることが有用である。本研究では、日本と一定の文化的類似性を仮定することができる韓国のサンプルを加える。

一方、日本の低犯罪率については、これまで色々な説明が試みられてきた。慣習的社会のもつ社会統制機能に着目したもの(社会的コント

ロール理論)、日本社会独自の「ウチ」「ソト」概念によるもの、日本文化の「恥」の概念によるもの(Shaming Theory)などがある。これらの検証は少なく、行われていたとしてもかなり古いものである。また、これらの理論は全て日本人が集団主義的であるという仮定に基づいている。しかし、最近の社会心理学の研究では、日本人が集団主義的であるという命題を覆すような結果も出始めている。そこで、本研究は、上記の理論に加えて、個人主義的な理論、例えば心理学的な理論を加えた検証を、最新のデータを使って行い、イギリス、韓国との比較を通じて、日本の非行状況に合った理論仮説を提唱することを第二の研究目的とする。

## 調査の経過

まず、上田と Bui が e-mail でのやり取りを通じ、リサーチデザインに関する大まかな方向性を検討した。その後、2010年10月に Bui が来日し、静岡にて、上田、津富、Bui でリサーチデザインに関するミーティングを行い、質問紙に組み込む内容について話し合いを持った(第1回ミーティング)。しかし、全体的なコンセンサスに至る事が出来ず、質問紙確定は持ち越しとなった。

続いて、2010年11月に上田と Bui がアメリカで再度ミーティングを行い(第2回ミーティング)、質問項目の仮確定を行った。しかし、バックグラウンドが異なる研究者による共同研究という本研究の性格上、質問項目に関するコンセンサスが得にくく、質問項目が予定した量よりも大幅に増加し、それに伴って質問紙の枚数も大幅に増加した。なお、質問紙には、年齢、性別、家族構成、剥奪変数といったバックグラウンド変数の他に、非行、逸脱行為、社会的コントロール理論(Hirschi 1969)の変数、

パワーコントロール理論 (Hagan et al. 1985) の変数、セルフコントロール理論 (Gottfredson and Hirschi 1990) の変数、文化的逸脱理論 (Sutherland 1943) の変数、緊張理論 (Merton 1951) の変数、恥の概念 (Braithwaite 1991) などが含まれた。

2010年12月には対象校の選定を行った。日本・韓国は上田が、イギリスは Bui が担当した。まず、上田が2010年12月に日本の某自治体の教育委員会と交渉し、調査依頼を行うとともに、ランダムなサンプリングの希望を伝えた。その結果、前向きに検討してくれるとの回答を得た。韓国については、韓国の新聞社である東亜日報の日本支局のキム・チャンウォン特派員の協力を得て、ソウル特別市近郊の3つの高校に調査協力依頼を行い、同様に前向きな回答を得て、学校の都合上7~8月に調査を実施することで合意した。イギリスでは、2校に同じく調査依頼を行ったが、前向きな回答は得られず、継続して対象校選定を行う事となった。

2011年2月に Bui が再度来日し、上田による指導の下、約3か月にわたって日本の高校生の非行事情と養育環境に関するリサーチを行った。その結果、日本のサンプルへのパワーコントロール理論の適用に強い関心を抱くに至った。

2011年3月11日に東日本大震災が発生し、上田が調査依頼を行った某自治体の教育委員会より、生徒の心理的影響を考慮すると調査を行うには時期が不適切であり、調査を辞退したいとの報告があった。そこでデータ収集の戦略を変更し、ランダムなサンプリングはあきらめ、各学校の校長に直接交渉するという戦略に変更した。その結果、某A自治体の私立高等学校2校、某B自治体の公立高等学校が調査協力し

てくれることとなった。調査は、A自治体の私立高等学校では5~6月に、B自治体の公立高等学校では9月に実施されることとなった。

また、当初夏に来日予定であった Farrington と Eisner より、それぞれ健康上の理由(手術)と家庭の事情により来日を取りやめる旨の連絡があり、研究計画の一部変更を余儀なくされ、代わりに Bui が再度来日し、長期滞在することとなった。

2011年4月には、大阪商業大学の谷岡一朗学長、宍戸邦章准教授及び同大学 JGSS 研究センターの佐々木尚之主任研究員より、質問紙の構成についてアドバイスを受け、質問紙を微修正し、最終確定を行った。その調査票の有効性を確認するため、同月に某私立大学の1回生対象の社会学の授業でプリテストを行った。サンプル数は83であった。その結果、どの質問項目についても大きな偏りはみられず、当初の調査票で最終確定とした。

2011年5月から6月にかけて日本の某A自治体の私立高等学校2校で質問紙調査を行った。サンプル数はそれぞれ、509と369であった。

2011年6月には、上田が渡英し、Bui と共にイギリスの別の対象校に再度調査依頼を行ったが、諸般の事情により、調査依頼が拒否された。そこで、イギリスでは新規の調査データを収集することを断念し、当初の計画を微修正し、既存の2次データ(2006 Offending Crime and Justice Survey, UK Data Archive)を使用して、日英韓比較の代替とすることを、上田、Bui、Farrington との間で話し合っ決定し、後日に津富および Eisner の了承を得た。

2011年8月には、韓国のソウル市近郊の公立高等学校3校で質問紙調査を行った。2011年9月には日本の某B自治体の公立の高等学

校1校で質問紙調査を行った。

## 調査の成果

まず、助成を受けたことによって得られた成果として、日本の某A自治体と某B自治体において、大規模な調査が実施できたことである。サンプリングとしてはやや不十分さが残るものの、合計サンプル数が現時点で878もあり、現在集計中のものを含めると、最終的には1500にのぼる予定である。日本におけるこの種の調査としては極めて規模が大きい部類に入ると言える。現時点で集計できたデータの年齢別内訳をみると、年齢の分布は、15歳が29.8% (N= 203)、16歳が32.0% (N= 218)、17歳が32.3% (N= 220)、18歳以上が5.7% (N= 39)であり、欠損値は0.3% (N=2)であった。また、性別の内訳では、圧倒的に男性が多く、75.5% (N=515)を占めており、女性は24.3% (N= 166)であった。これは、現時点で集計済みの学校が私立学校であることによる。今後、残りの700ほどのサンプルは、公立の高等学校で収集したので、この男女差は最終的には緩和されるものと思われる。

また、韓国のデータも330のサンプルを収集することが出来た。学年別の内訳は、1年生が112名、2年生が97名、3年生が118名、不明および無回答が3名であった。なお、韓国では年齢の数え方が日本とは異なる(数え)ため、学年で尋ねることにした。性別の内訳は、男子207名、女子119名、不明および無回答が4名であった。

上記のデータの分析を行ったところ、パワーコントロール理論の日本への適用性が確認された。ソーシャルコントロール理論については、日韓双方において一部の変数で統計的有意が確認された。セルフコントロール理論について

は、日韓共に、一部の種類の行為を除いて、おおむね適用可能性が示唆された。今後は、英国データとのすりあわせを行った上でより厳密な国際比較を行っていく予定である。

なお、国内外の関連研究を管見する限り、日本のサンプルを対象としたパワーコントロール理論の検証は、本研究が世界初のものである。その点において、本研究は世界の犯罪学界の知見に対する重要な貢献をなすものになるであろうと我々は自負している。先述の分析でも興味深い結果が得られているが、紙面の都合もあり、パワーコントロール理論の日本の文脈での検証に絞って最終報告を行う。(以上文責：上田)

## パワーコントロール理論を 日本の文脈に適用する

Hiroshi Tsutomi, Laura Bui, and Mitsuaki  
Ueda

### はじめに

これまで多くの研究において、日本の犯罪と非行の説明がなされてきた (Adler, 1983; Braithwaite, 1989; Finch, 2001; Fukushima, Sharp, & Kobayashi, 2009; Hamai & Ellis, 2006; Hechter & Kanazawa, 1993; Kamon, Harada, Yonezato, 2002; Kobayashi, Sharp, & Grasmick, 2008; Kobayashi et al., 2010; Komiya, 1999; Laser, Luster, Oshio, 2007; Leonardsen, 2002; 2003; 2006; Roberts & Lafree, 2001; Tanioka & Glaser, 1991; Tsushima, 1996; Vazsonyi et al., 2004)。西洋

において着想された犯罪学理論<sup>1</sup>が、それらが違った文脈でも適用可能かどうかをよりよく理解するために、日本に適用されてきた (Tanioka & Glaser, 1991; Fukushima, Sharp, & Kobayashi, 2009; Kobayashi, Sharp, & Grasmick, 2008; Kobayashi et al., 2010; Vazsonyi and Belliston, 2007)。日本および他の社会で行われた、これらの実証研究について重要な点は、それらが犯罪学的研究に対して、文化的小および国際的類似性についての情報を与えるという点と、それらの理論が非西洋社会の犯罪状況にも適用可能だという科学的証拠を与えるという点にある。本報告では、犯罪学理論の日本への適用を実証的に継承する。日本の現在の状況に対して最も適合的な理論の1つがパワーコントロール理論である。

#### パワーコントロール理論の概観：

ヘイガンら(Hagan, 1989; Hagan, Gillis, & Simpson, 1985; 1990; Hagan, Simpson, & Gillis, 1987)によって着想されたパワーコントロール理論は、犯罪性の性差の説明、つまり、なぜ女性より多くの男性が逸脱行為と通常の犯罪に従事するのかの説明を試みるものである。この理論は階層とコントロールの諸理論から影響を受けており、それらには、権威ある地位から生成された、ラルフ・ダーレンドルフ(1959)の階級概念が含まれている。また、この理論は職業的な家父長制度がこの性差の原因であると主張するものである。この理論は、

---

<sup>1</sup> 本報告では、「西洋諸国」や「西洋」というタームはヨーロッパを起源とする文化として定義されている。レオナルドセン(2003)に従い、この語はこれらの国々が一枚岩ではないと理解されるのだが、これらの国々を単純化する機能がある「理念型」でしかない。

元来、家父長制度を決定する家長の雇用形態、主に父親の雇用形態を調べていた。しかし、ヘイガンら(1987)は、最初の理論を修正して、夫と妻の両方の職場における権力関係を取り入れた。家父長制度は母親と父親の職場での権力関係の中差に見いだされた。「権力」というタームは双方の親の職場における権威的な地位のことであるとされ、これが家庭における権力と権威に関する地位と対応している。したがって、「より家父長主義的な」家庭は次の2つのシナリオのどちらか一方の状況で生じる。

(1) 父親が権威のある立場で雇用され、母親が権威のない立場で雇用されている、ないし、雇用されていない、つまり無職である、(2) 父親が権威のない立場で雇用され、かつ母親が雇用されていない、つまり無職である。しかしながら、ヘイガンらは最初のシナリオが理想的であると考えた。ある家庭が「より家父長主義的でない」というラベルを貼られるのは、次の3つのパターンである。(1) 両方の親が権威のある立場で雇用されている、(2) 両方の親が権威のない立場で雇用されている、(3) 両方の親が雇用されていない、つまり無職である。必然的に、家父長制は親の間に権力不均衡があるかないかで決定されるのである。しかし、この理論によれば、シングルマザーの家庭はより家父長主義的でないと見なされるのだが、このような考え方は大きな議論を呼び起こしている (see Leiber & Wacker, 1997; Mack & Leiber, 2005; Morash & Chesney-Lind, 1991)。

逸脱行動と非行に関連して、女性は男性より親のコントロールの対象となっていると信じられている (Hagan et al., 1985)。さらに、そういったコントロールを行使する頻度は父親よりも母親の方が多い。女性はより女性らしい役割を持つように社会化されるのに対し、男性

はリスクを冒すよう社会化される。このような社会化プロセスを通して、そのような特定の家庭における権力構造が再生産されるのである。これは次に、リスクテイキングとリスク認知の差となって現れる。つまり、これは、男性がリスクを冒す割合が高くなり、リスク認知が低く、非行及び逸脱行動に従事する可能性が高くなるという、犯罪性と逸脱行動の性差を産み出すのである。なお、ヘイガンらの知見の再現を試みた研究では、理論を支持する結果と支持しない結果が混在している(Avakame, 1997; Bates, Bader, & Mencken, 2003; Blackwell, 2000; Blackwell & Piquero, 2005; Blackwell & Reed, 2003; Blackwell, Sellers, Schlaupitz, 2002; Hadjar et al., 2007; Hill & Atkinson, 1988; Jensen & Thompson, 1990; Leiber & Wacker, 1997; Mack & Leiber, 2005; Mitchell, 2009; Morash & Chesney-Lind, 1991; Singer & Levine, 1988; Uggen, 2000)。

本報告では、このパワーコントロール理論が日本の文脈へ適用可能かどうかを探る。本報告の目的は、家父長制度とリスクテイキングというよく知られた理論フレームワークの中で、あるとすれば、逸脱と非行の性差をどの程度この理論が説明しているかを探求することである。この理論がこの社会、つまり日本の社会にとって大変重要であるのは、文化的にも、伝統的にも、日本が家父長主義的社会であるとこれまで考えられてきたからである。歴史的にみると、「イエ」ないしは「伝統的家族」という概念は、明治期にまでさかのぼることができ、その時代にこのタイプの家庭、つまり、儒教的な血族に基づく家族が形成された(White, 2002)。日本的な文化を外国の、西洋的な影響から「保存」するために、このタイプの家族が1898年の法律において成文化されたのである(前掲書)。

慣習的な分業が割り当てられた結果、夫が一家の大黒柱の役割を果たす一方で、妻は家庭という領域で子どもの世話をするように見なされたのである(Kuzuno & Kan, 2007; Mathews, 2004; White, 2002)。こういった考え方は雇用の領域においても日本で広く浸透していた。例えば、出世コースの職歴を得ること(日本では就職活動として知られる)は、日本人男性にとって人気の高い目標であった。なぜなら、それは終身雇用を意味したからであった。しかし、女性の場合、就職活動は違った見方をされていた。というのも、彼女ら自身、自分達が一生自分の仕事に残るという考えが無かったからである。大学卒の女性の場合、このことは、彼女たちが、家庭における自分の役割を、大学で受けた教育を利用することよりも優先度の高いものと見なしていたからであった。給料の高い大卒男性との結婚は、日本の女性達にとっては、心地よく家庭にいるための動機でしかなかった(Mifune, 1996; Sasagawa, 2004; Tanaka & Nishimura, 1986)。さらに、企業自身も、女性には責任や昇進機会を伴わない仕事を与えた。なぜなら、女性労働者はたった数年しか働かないだろうと企業が予想していたからであった(Sasagawa, 2004)。

このような家父長主義的家族構造は、戦後も存在し続け、また、日本の低い犯罪率を部分的に説明するものとして捉えられてきた(Kuzuno & Kan, 2007)。本研究では、日本の犯罪率を説明するものとして家父長制を取り上げるつもりはないが、パワーコントロール理論が日本の逸脱行為と非行(以下「非行」とする)における性差の説明にとって意味があるかどうかを最初に調べる。我々の立てた仮説は次の通りである。

1. 非行の性差は家庭によって有意な差があり、より家父長主義的な家庭では性差がより顕著である
2. この性差の強さは理論が仮定する要因を投入するにつれて減じる
3. リスクテイキングと非行に対する母親のコントロールの影響は、特により家父長主義的な家庭において、父親のコントロールより有意である
4. 家庭間における非行の性差は、他の要因を投入しても顕著である

## データと方法

### データ

データは2011年の初夏に収集した。本データは大阪府の私立学校数校で収集した。これらの学校は私立学校ではあるが、決して裕福な地域にあるわけではない。調査は各学校の数クラスの全生徒に対して行われ、トータルで878人の生徒が調査に協力してくれた。生徒は質問紙に回答し終えたあと、それを茶色い封筒に入れ、教員がその封筒を回収した。その後、我々研究者が学校へと戻り、記入済みの質問紙が入った封筒を回収した。

本研究では、母親と父親が両方いると答えた生徒のみが分析対象となっている。その結果、サンプルは682となった。一名の生徒が性別の設問に回答しなかった（欠損値は1）。ペアワイズ除去も実施した。生徒の平均年齢は16.14歳で、標準偏差は.913であった。年齢の分布は、15歳が29.8%（N=203）、16歳が32.0%（N=218）、17歳が32.3%（N=220）、18歳以上が5.7%（N=39）であり、欠損値は0.3%（N=2）であった。また、サンプルは圧倒

的に男性が多く、75.5%（N=515）を占めており、女性は24.3%（N=166）である（平均値及び標準偏差の詳細は表1を参照のこと）。

サンプルはさらに、「より家父長主義的な家庭（More patriarchal household）」と「より家父長主義的でない家庭（Less patriarchal household）」の2つのグループに分けられた。自分の両親の職業を最も良く表す選択肢を回答者に選ばせる2つの設問がこの変数を作成するのに用いられた。その設問には次の選択肢が含まれている。①従業員がいる自営業、②従業員がいない自営業、③会社・役所などに勤めている（部下あり）、④会社・役所などに勤めている（部下なし）、⑤働いていない（失業・退職・専業主婦など）である。父親と母親の回答の組み合わせにより、家庭がより家父長主義的か、またはより家父長主義的でないかを示す、職業的家父長制の変数が作成された。「母親・父親はいない」という選択肢も含まれていたが、どちらかの親について子の選択肢を選択していれば分析対象から除外した。

### 尺度

従属変数：逸脱行為と非行 *Delinquency*

パワーコントロール理論に忠実に従い、11の非行尺度は「ありふれた非行行為」を含んでいる。将来的な性質を持つ制裁の認知との整合性を保つため、将来の犯行を測る尺度を用いた研究もあるが、我々の研究では回顧的な尺度を用いる。我々の非行尺度が回顧的である主要な理由は、この調査では、多くの犯罪原因論と既知の非行関連要因を測る尺度が含まれているからである。将来的な犯行尺度を用いる根拠は、過去の犯行という自己報告データが抱える因果順序の問題のためである。脅威の認知は時系列の面で安定しておらず、回答者の犯罪経験に

よって変化する。しかし、もし、回答者がそもそもリスクと犯罪行動をさけるように社会化されており、パワーコントロール理論がいうように、その回答者のライフコースに渡ってこのことが将来の意志決定に情報を与えるとするれば、脅威の認知に対する関心が過去の犯罪経験に依存するということが想像しがたい。

我々の尺度項目を検討するにあたって、ある社会ではとりとめのない行為と思われるものであっても、日本においては、特に中等教育を受けている者にとっては、逸脱あるいはネガティブな行為だと見なされるものもある(例えば、「親の許可無く夜遊びをする」など)ということを書いておくべきであろう。我々の非行および逸脱尺度は次の行為を過去一年間に何度行ったかを尋ねるものである。①喫煙、②建物などへの落書き、③不法侵入、④窃盗、⑤万引き、⑥けんか、⑦けんかでの殴打、⑧家出、⑨ギャンブル、⑩夜遊び、⑪親の金盗み、である。そしてこれらの行為を合算して非行尺度とした(Cronbach's Alpha = 0.86)。

#### 独立変数①性別：*Gender*

この変数は二値変数であり、女性は1、男性は0にコード化した。

母親のコントロールと父親のコントロールヘイガンら(1987)のオリジナルの尺度と一致させるように、この項目は監視とした。母親のコントロールと父親のコントロールを別々に投入した研究では多重共線性の問題が見られたが、我々のデータセットでも問題となった(Blackwell, 2000; 表2を参照)。母親のコントロールと父親のコントロールの相関が高い( $R = .60$ )ため、本研究では、母親のコントロールと父親のコントロールを別々の表に分けて分析した。回答者には、自分が家にいないとき、自分が①どこにいるか、②誰といるかを親が知

っているかを自分の親が知っているかどうかを尋ねた。回答は、とてもあてはまる(1)からまったくあてはまらない(4)まであり、逆コード化した。尺度の信頼性は、母親が.84で父親が.81であった。

#### 独立変数②リスクテイキング

##### *Risk-taking*

この変数は5項目からなり(Cronbach's Alpha= 0.82)、次の事柄にどれだけ頻繁に従事したかを尋ねている。①ふざけて人を驚かせること、②結果に関係なく楽しいことをする、③誰かにけしかけられて危ないことをする、④少々危なくても危ないことをする、⑤他人の反応が見たくてバカなことをする、である。回答は「全くない」から「週に一度」までの6件法である。

#### 独立変数③法による制裁の脅威の認知：

##### *Legal sanction*

法による制裁の脅威の認知という尺度は、次の

設問で測定した。「もし〇〇をしたら、私は捕まって罰せられるだろう」(〇〇には「違法なギャンブル」と「店から何か黙って取ってくる」が入る)という意見への賛否である(4件法。Cronbach's alpha= .84)。調査の限界もあって、全ての逸脱行為について尋ねることは出来なかった。

#### 分析プラン

まず、相関分析を行った。次に母親のコントロールと父親のコントロールに分けて、最小二乗法で重回帰分析を行った。この分析の目的はパワーコントロール理論の枠組みの中でそれぞれの独立変数がどれだけ非行を予測するか

を評価するためである。さらに、回帰分析を行うことによって、2つのタイプの家庭（「より家父長主義的な家庭」と「より家父長主義的でない家庭」）において性別の顕著性を測ることが出来るのである。最後に、ペターノスターら(1998)が示唆したようにz検定を行い、それらの2つのタイプの家庭で性差が有意かどうかをそれぞれの表で確かめた。

## 結果

表3から始めると、より家父長主義的な家庭において女性であることは、より家父長主義的でない家庭において( $R = -.066, p > .05$ )よりも非行に関連する顕著な要因となっている( $R = -.203, p < .001$ )。このことが意味するのは、より家父長主義的な家庭の女性は男性よりも非行に有意に従事しないということであるのに対して、より家父長主義的でない家庭ではこの関連は無効であるということである。父親のコントロールは、より家父長主義的でない家庭において、弱い関連であるが、ネガティブにリスクテイキングと関連している( $R = -.127, p < .05$ )。しかし、より家父長主義的な家庭では、この関連は高い( $R = -.225, p < .001$ )。これは、双方のタイプの家庭において、父親が子ども（この場合は女性）を監視すればするほど、子ども達はリスクを冒さないということを示唆している。しかし、この関連は家庭がより「アンバランス」だと高くなり、より有意になる。母親の監視と非行の関連は、より家父長主義的でない家庭( $R = -.274, p < .001$ )より、より家父長主義的な家庭( $R = -.283, p < .001$ )において、わずかに高い。この結果はパワーコントロール理論に一致する。なぜなら、より家父長主義的

な家庭では、母親の監視は、特に娘に対しては高いからである。法による制裁の脅威の認知と非行との関係を精査してわかる興味深い点は、この関連がより家父長主義的な家庭( $R = -.207, p < .01$ )よりも、より家父長主義的でない家庭( $R = -.325, p < .001$ )において強いということである。法による制裁の脅威の認知はより家父長主義的な家庭においてよりも、より家父長主義的でない家庭において、非行の減少に強く関連しているようである。表において最も強い関連があるのは、リスクテイキングと非行である。母親と父親の監視は高い相関があるが、その相関の程度は多重共線性が問題となるレベルである。また、より家父長主義的でない家庭においては、リスクテイキングと非行の関連が極めて高い( $R = .472, p < .001$ )が、より家父長主義的な家庭ではそれほどではない( $R = .357, p < .001$ )。つづいて回帰分析の結果に移ろう。仮説毎に結果を示す。

### 仮説1

表4と表5の両方で、より家父長主義的な家庭において、女性であることが男性であることよりも低い量の非行遂行を示している。この関連性は他の変数を投入するにつれて弱まるが、女性であることは一貫して有意である。しかし、一方、より家父長主義的でない家庭においては、この効果は全く有意でない。このことから、仮説1は支持される。

表4の母親のコントロールについて検討すると、式1は.001レベルであり、これは、男性より女性の方が平均して2.239非行行動を起こすことが少ないと解釈できる。しかし、母親のコントロールを投入すると、リスクテイキングと法による制裁の脅威の認知は徐々にこの力を弱めていく。このような段階的な力の弱

まりは表 5 においても当てはまる。これは、理論が仮定する変数によって性差は媒介されるというヘイガンらの元来の主張をさらに支持しているに過ぎない。表 5 における父親のコントロールの投入は、女性であることによってもたらされるこの力を弱めず、女性であることは .001 レベルで有意である。もっとも、リスクテイキングを投入すればひとたび有意さは減少するのであるが。前述のように、より家父長主義的でない家庭で女性であることはどちらのモデルにおいても非行を予測しないことは一貫している。これらの結果から、全体的にみて、女性であることと、より家父長主義的な家庭において育てられることは過去一年間に女性が犯した非行が男性より少ないことを示している。

#### 仮説 2

両方の表において、女性であることの係数 (b) と標準化された値は、パワーコントロール理論に関連する変数を投入する毎に着実に減少していく。表 4 においては、最初の方程式の係数は -2.239 である。マイナスの関係があるということは、女性であることは非行への関与を減じるということを意味する。標準化された係数を説明する際、女性は非行において .213 の標準偏差の減少を産んでいる。性別の値は、母親のコントロール、リスクテイキング、法による制裁をそれぞれ投入すると減じてゆく。全ての変数が投入されると、b の値は 1.233 にまで下がり、このことは、他の変数が非行の分散を説明しているということを明らかにしている。このフルモデルは分散の 21.5% を説明している。より家父長主義的でない家庭においては、女性であることの b の値が有意でないにも拘わらず、ひとたび母親のコントロールを投入すると

値の大きな減少が観察される。b の値は当初 -.650 であったが、マイナスからプラスに転じ、.342 となった。このことが示すのは、他の全ての変数の条件が等しければ、女性の方が男性より平均して .342 多くの非行を行っているということである。最終の方程式は 30.5% の分散を説明している。

さて、父親のコントロールのモデルに移ろう。表 5 は、より家父長主義的な家庭における方程式 1 の最初の係数を示しており、-2.447 である。標準化された係数の値 (β) は、より家父長主義的な家庭における母親のコントロールモデルよりも高い値を示している (-.228 対 -.213)。リスクテイキングがこのモデルに投入されると、女性であることの b の値は急激に減少し、-1.773 となる。最終方程式モデルでは b の値は -1.762 となっている。この値は、母親のコントロールモデルよりも高いが、分散の 17.6% しか説明しておらず、母親のコントロールモデルよりもわずかに低い。より家父長主義的でない家庭における女性の b の値は、最初は -.517 であったが、.100 までに減った。母親のコントロールモデルと同様に、最終モデルでプラスの関係にあるということは、他の全ての変数の条件が等しければ、女性の方が男性より非行を .100 多く遂行するというを意味している。

#### 仮説 3

より家父長主義的な家庭においては、母親のコントロールの最初及び最終の標準化された係数の値は、父親のコントロールのそれらより高い。母親のコントロールの最初の標準化係数は .247 ( $p < .001$ ) であったのに対し、父親のコントロールの標準化係数は -.173 ( $p < .01$ ) であった。最後の標準化係数は、母親のコントロ

ール ( $\beta = -.180, p < .01$ ) が父親のコントロール ( $\beta = -.101, p > .05$ ) よりも高いことをさらに示している。つまり、リスクテイキングと法による制裁をコントロールした上でも、母親のコントロールが1増えるにつれて非行が.180減るということを示している。このことは、父親より母親の方が自分の娘に対してコントロールを行使する傾向が強いと仮定するパワーコントロール理論の予測と一致している。母親のコントロールは、より家父長主義的な家庭においても、より家父長主義的でない家庭においても有意のままであるが、より家父長主義的でない家庭の  $b$  の値は、より家父長主義的な家庭よりわずかに高いにもかかわらず、より家父長主義的な家庭の最終モデルにおける標準化係数は高くなっている(-.180)。もっとも、有意さにおいてはより家父長主義的でない家庭よりもわずかに低い( $p < .01$  対  $p < .001$ )のだが。関連する変数を投入するたび、より家父長主義的な家庭の父親のコントロールは有意でなくなった。より家父長主義的でない家庭では、父親のコントロールの係数の値は、最終モデルを除いて、より家父長主義的な家庭の値より高かった。

#### 仮説 4

表 6 は、ペターノスターら(1998)にならって行ったグループ間比較の  $z$  検定の結果を示している。より家父長主義的な家庭においても、より家父長主義的でない家庭においても、有意な性差はどの方程式においても存在しており、法による制裁の脅威の認知が方程式に投入されなければ、父親のコントロールのモデルにおいては、その差は.01%レベルで有意である。この表を検討すると、より家父長主義的な家庭においても、より家父長主義的でない家庭にお

いても、顕著な性差は存在するというパワーコントロール理論の主たる主張は際立って支持される。

## 討論

結果を要約すると、(1) より家父長主義的でない家庭においてよりも、より家父長主義的な家庭において、非行に関する有意な性差が見られる、(2) 親のコントロール、リスクテイキング、法による制裁の脅威の認知がモデルに投入されると、その性差はさほど顕著にはみられなくなる、(3) 各モデルを観察すると、母親の監視は、父親の監視とは逆に、子どもの非行のより高い予測因子である、(4) より家父長主義的でない家庭と、より家父長主義的な家庭を比較すると、各方程式において有意な性差が見られる。以下では仮説に沿ってさらに詳細な検討を行う。

仮説 1 については、非行における性差は、より家父長主義的でない家庭よりも、より家父長主義的な家庭において、より多く見られるだろうというパワーコントロール理論の主たる主張が日本の文脈にも適用可能であるということを確認できた。ここで得られた知見によって、本研究はヘイガンら(1987) のオリジナルの研究と類似した結果を生み出したということが明らかになった。しかし、残念ながら、これが家父長制について言えることの全てである。なぜなら、本研究はそれが非行一般の原因であるか否かを説明するものではないからである。本研究は、家父長制が、非行の目に見える性差を産み出す親子のダイナミクスに影響を与えるという概念を支持するにとどまっている。どの程度まで日本におけるこのジェンダーギャップが、他の国のサンプルと比して重要であるか

は不明である。この問題の解決のためには国際比較研究が必要である。

一例は、小林ら(2010)である。彼らは日米の大学生のサンプルを用いて、パワーコントロール理論に基づいたリスクテイキングを検討する国際比較研究を行っている。日本社会の低いリスクテイキングに関するレビューからインスピレーションを受けた彼らは、アメリカ人と比べて日本人は有意に低い逸脱傾向を示すと仮定した。彼らの主張は立証されたが、彼らの研究の主眼がパワーコントロール理論であったにもかかわらず、彼らの用いた尺度は十分にパワーコントロール理論を検討しているとはいえない。しかし、当該研究はなぜ日本が低い犯罪率社会であるのか、つまりなぜ日本人はリスクテイカーにならないのかということに関して興味深い洞察を提供している。パワーコントロール理論の肝要な要素を取り込みつつ、小林らの研究に類似した研究が求められる。国際比較調査を使用すれば、日本人の逸脱度と犯罪性の程度を、パワーコントロール理論の枠組みの中で発見することができよう。

仮説 2 もまた、本研究の知見によって支持された。犯罪に関する性差が存在するのは、媒介する要因(親のコントロール、リスクテイキング、法による制裁の脅威の認知)が、特に家父長主義的な家庭において、存在しているからであるとヘイガンらは仮定する。この主張は、パワーコントロール理論の要因が含まれる場合、フルモデルがひとたび構築されれば、性別の効果は弱まるか消えて無くなると仮定している。言い換えれば、非行におけるジェンダーギャップという現象は少年と少女の間の親による社会化の差であるということである。日本のより家父長主義的な家庭はこのことを示している。しかしながら、ヘイガンら(1987)の

オリジナルの研究と比べると、ジェンダーのインパクトは完全には消えなかった。つまり、このジェンダーの効果は、より家父長主義的な家庭の各々のモデルを通して有意であった。さらに、ジェンダーの顕著性は、より家父長主義的でない家庭のいかなるモデルにおいても、見出せなかった。この結果は、非行にはジェンダー差がないということを示している。

以上の結果から、パワーコントロール理論の説明力は日本のサンプルにおいて高く、ヘイガンら(1987)のオリジナルの研究のサンプル(トロント、カナダ)よりも高いと言うことができよう。これは興味深い知見である。なぜなら、この理論は、例えばアメリカやカナダといった平等主義社会よりも、例えば韓国のような家父長社会の非行の方により適用できることが想像できるからである。この理論が日本のサンプルとヘイガンら(1987)のオリジナル研究のカナダのサンプルの両方で有効であったにもかかわらず、その効果は家父長的な日本においてより強かった。平等主義社会と家父長主義社会でのパワーコントロール理論の説明力を評価するような将来の研究がこの解釈の説明と立証に有用であろう。

異なった形のコントロール(母親によるものか、父親によるものか)が互いに異なった結果を生み出すか否かという、仮説 3 を調べるために、2つの別々の表が作られた。こういったコントロールの区別が母親のコントロールと父親のコントロールの間の多重共線性の問題に出くわした。父親のコントロールは、リスクテイキングと法による制裁の脅威の認知が投入されると、両方のタイプの家庭において有意でなくなったのに対して、母親のコントロールは全ての変数が投入されても、両方のタイプの家庭において有意であった。母親のコントロール

は日本の文脈の中で最も顕著であるようである。これは、母親が、父親よりも、子ども達の、特に娘達の社会化にとって主たるエージェントであるというヘイガンらの主張に沿うものである。

母親のコントロールが父親のコントロールよりも重要であるというエビデンスは、また、日本の文化にとっても関連がある。特に日本では、子どものこのような社会化の責任は母親が負うのである (Katsuura-Cook, 1991; Kawanishi, 2004)。母子関係は日本社会の必要不可欠な構成要素のひとつなのである。「甘え」はこのような関係を意味し、人が長期にわたって母親に精神的に依存することであると説明されている (Doi, 1994)。母親による社会化は、他者への相互依存の礎と、母子間のこの甘えを通じた親密な関係性を形成することにつながるのである (Erikson, 1964; Kawai, 1976; Sakurai, 2004)。したがって、なぜ母親によるコントロールが、リスクテイキングと法による制裁の脅威の認知が投入されたにもかかわらず、非行の抑止にとって重要な要因であったのかは、このような解釈で説明が可能であろう。

最後に、仮説 1 と仮説 2 を支持する結果と似ているが、グループ間の  $z$  検定の結果も、より家父長主義的な家庭における非行のジェンダーギャップの存在と、より家父長主義的でない家庭におけるそういったギャップの不在にさらなる支持を与え、仮説 4 を支持している。ヘイガンらの先行研究の知見とは異なり、本研究の結果が明らかにしたのは、たとえパワーコントロール理論の全ての変数を統制したとしても、性差は依然としてグループ間で有意であるということである。本研究の知見はパワーコントロール理論の適用性に対して強力なサポートを与えているにもかかわらず、それは同時

によりよく非行の性差を説明しうる要因の欠如であるとも解釈できる。親のコントロール、リスクテイキング、法による制裁の脅威の認知はジェンダーの影響を消滅させることは出来なかったので、親への愛着や親のしつけといった他の要因が日本の文脈にとっては重要であるかもしれない。言い換えれば、パワーコントロール理論が日本に適用可能であったのは、日本の非行を説明する他の強力な要因を説明できなかったからかもしれない。こういった側面からの研究が今後必要となるだろう。

本研究は、非西洋社会に適用することで犯罪学理論を一般化することの重要性を認識している。本研究の目的は、これらの犯罪学理論が異なった社会において持つ適用性の程度を測ることである。犯罪学理論を日本へ適用した先行研究においても、このような重要性が認識されている。例えば、谷岡とグレイザー (1991) は、フェルソン (1986) の非公式統制の網 (Web of Informal Crime Control) という概念を日米比較研究において、日本に適用している。また、ハーシとゴットフレッドソンのセルフコントロール理論 (Gottfredson & Hirschi, 1990) も他の比較研究で用いられている (Vazsonyi and Belliston, 2007; Kobayashi et al., 2010)。Fukushima, Sharp, and Kobayashi (2009) はボンド理論 (Hirschi, 1969) を適用し、アメリカの方が日本人より慣習社会に対して強い絆 (ボンド) を持っていることを見いだした。このように理論を適用する際、特定の社会に本来備わっている、特定のメカニズムや関係性を理解することが出来るのである。こういった洞察によって、研究者は効果的な予防および介入ターゲットを創り出すことができるようになるだろう。しかし、これは遙か先の未来のことである。現時点では、本研究は、パワーコ

ントロール理論が非行のジェンダーギャップを説明するのにもっともらしいということを示したに過ぎず、日本の少年非行の特定の原因の解明にまで踏み込んではいない。

本研究の限界は以下の通りである。一般化とサンプル。本研究はパワーコントロール理論が日本に適用可能であることを強く支持しているが、実際は、大阪府下の私立高校のサンプルにしか適用できるに過ぎない。この理論が日本の非行の性差をどこまで説明できるかは、より多くのサンプルで確かめられなければならない。第二に、日本の高等学校のデータ収集は極めて困難であったが、収集できたサンプルには比較的少数の女性しか含まれていなかった。したがって、本研究の結果は日本の女性を代表しているとはとうてい言えない。

本研究の知見は、パワーコントロール理論が日本において有効であるというエビデンスを示すと同時に、両方のタイプの家庭において、母親のコントロール、リスクテイキング、法による制裁の脅威の認知が目立った働きをしているというエビデンスも提供している。犯罪学理論を一般化するためには、それらが本来発想されなかった文脈や社会でそれらを検証することが必要である。そうすることで、犯罪の説明における理論がもつ文化的・社会的境界の理解につながるのである。(文責 Laura Bui, 翻訳 上田光明)

### おわりに

今回の国際共同研究では、多くの困難に直面した。まず、共同研究ゆえのコミュニケーションの問題が挙げられる。質問紙の作成においては、何度もメールでやり取りし、時には実際に会って激しい議論を交わすという長いプロセ

スを経て、内容を確定した。その後、翻訳にあたっては、一度翻訳したものをさらに翻訳しなおし、原語のニュアンスが失われていないかを確かめるという、気の長くなるような作業を日本語、韓国語、英語の間で繰り返した。分析にあたっては、一人がたたき台となる分析モデルを提示し、他の研究者がそれを否定し、提案者がそれを修正し直すという骨の折れる作業を繰り返した。

滞在中に先の東日本大震災が起き、家族や大学関係者から即時帰国を何度も勧められたにもかかわらず、日本にとどまり、以上のような煩雑な作業を嫌な顔一つせず、深夜まで続いた議論にも熱心に参加してくれた、ケンブリッジ大学犯罪学研究所の Laura Bui さんに感謝の意を表す。また、調査票作成の過程で貴重なコメント並びに協力をくださった、大阪商業大学の谷岡一郎学長、宍戸邦章准教授、同大学 JGSS 研究センターの佐々木尚之主任研究員に改めて感謝の意を表す。

調査の実施にあたっては、困難に直面した。日本のデータについては、当初、東北地方のとある都道府県の高等学校でデータ収集する予定であったが、先の大震災の惨状をメディア等で目の当たりにすると、学術的な意義をとて口に出せるような状況ではなかった。そこで調査地を急に変更したわけだが、急なお願いにもかかわらず調査に協力してくださった学校の関係者の皆様方にこの場をお借りして、改めて御礼申し上げたい。

以上のような困難を乗り越えつつ収集したデータは非常にクオリティの高いものになったと我々は自負している。

この報告書に相当する内容は、本年8月に神戸国際会議場で開催された、「国際犯罪学会第16回世界大会」における日本社会病理学会企

画セッション (Attempts to Explain Crime and Delinquency Organizer: 上田, Chair: 津富) で、The Application of Power-control Theory to Japan と題して、共同報告を行った (第一執筆者は津富)。また、ケンブリッジ大学犯罪学研究所の Bui は、このデータを用いて、Parenting, risk taking, and delinquency: The validity and strength of its relationship in Japan と題する報告をアメリカ犯罪学会 (American Society of Criminology) で報告してくれている。この報告では、セルフコントロール理論の日本における適用可能性を論じている。

このように本データは、パワーコントロール理論、セルフコントロール理論、ソーシャルコントロール理論、緊張理論といった多くの犯罪学理論の変数を含んでおり、我々のまだまだ分

析は不十分であるものの、国際的な学術的議論に十分通用するものであると我々は自負している。

今後は筆者をはじめ、このプロジェクトに携わった各研究者がこのデータを使った研究成果を、国際的な舞台で披露していき、社会安全研究財団の名を世界に広めるとともに、世界における日本の犯罪学の位相を高めていきたいと考えている。また最終的には、このデータを他の研究者の方々にも使っていただけるよう、データアーカイブへの寄贈を考えている。

最後に、2011年3月11日に起きた東日本大震災で被災された皆さま、そしてご家族や関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。(文責：上田)

Table 1

Means and standard deviations of Japanese sample population

	<u>Males (N=515)</u>	<u>Females (N=166)</u>	Total
<i>Age</i>			
Mean	16.14	16.13	
Std.	0.901	0.951	
<i>Occupational patriarchy</i>			
More patriarchal	N= 251 (74.0%)	N= 88 (26.0%)	N= 339 (100%)
Less patriarchal	N= 264 (77.2%)	N= 78 (22.8%)	N= 342 (100%)

Table 2  
Means and standard deviations of study variables

	<u>Males (N=515)</u>	<u>Females (N=166)</u>
<i>Maternal control</i>		
Mean	5.69	6.54
Std.	1.72	1.45
<i>Paternal control</i>		
Mean	4.78	5.03
Std.	1.767	1.63
<i>Risk taking</i> (range= 0- 25)		
Mean	10.65	8.39
Std.	6.19	5.8
<i>Perceived legal sanctions</i>		
Mean	6.93	7.06
Std.	1.39	1.31
<i>Deviance and delinquency</i>		
Mean	4.01	2.51
Std.	4.87	4.21

Table 3.

Correlations of variables within more and less patriarchal households

<i>More patriarchal</i>						
	1.	2.	3.	4.	5.	6.
1. Female	1	.200***	.035	-.187**	.064	-.203***
2. Maternal control			.600***	-.229***	.129*	-.283***
3. Paternal control				-.225***	.115*	-.182**
4. Risk taking					-.268***	.357***
5. Legal sanctions						-.207***
6. Delinquency						1
<i>Less patriarchal</i>						
	1.	2.	3.	4.	5.	6.
1. Female	1	.224***	.086	-.127*	.015	-.066
2. Maternal control			.601***	-.203***	.177**	-.274***
3. Paternal control				-.127*	.235***	-.190**
4. Risk taking					-.269***	.472***
5. Legal sanctions						-.325***
6. Delinquency						1

\*p<.05, \*\*p<.01, \*\*\*p<.001

Table 4

Regressions within more and less patriarchal households with maternal controls of self-reported deviance and delinquency

<u>Independent variables</u>	<u>More patriarchal</u>				<u>Less patriarchal</u>			
	b	se	$\beta$	p	b	se	$\beta$	p
<i>Equation 1</i>								
female	-2.239	.576	-.213	.000	-.650	.656	-.055	.322
(intercept)	3.945	.297			4.212	.312		
R <sup>2</sup>	.045				.003			
<i>Equation 2</i>								
female	-1.716	.571	-.163	.003	.070	.647	.006	.914
maternal control	-.702	.154	-.247	.000	-.805	.156	-.283	.000
(intercept)	8.013	.939			8.728	.926		
R <sup>2</sup>	.104				.079			
<i>Equation 3</i>								
female	-1.243	.553	-.118	.025	.510	.577	.043	.377
maternal control	-.534	.151	-.188	.000	-.571	.141	-.201	.000
risk taking	.231	.042	.291	.000	.345	.037	.453	.000
(intercept)	4.580	1.095			3.748	.983		
R <sup>2</sup>	.182				.275			
<i>Equation 4</i>								
female	-1.233	.549	-.117	.026	.342	.568	.029	.548
maternal control	-.512	.150	-.180	.001	-.503	.140	-.177	.000
risk taking	.208	.043	.262	.000	.310	.038	.407	.000
legal sanctions	-.414	.187	-.116	.028	-.642	.174	-.181	.000
(intercept)	7.575	1.738			8.209	1.546		
R <sup>2</sup>	.195				.305			

Table 5

Regressions within more and less patriarchal households with paternal controls of self-reported deviance and delinquency

Independent variables	More patriarchal				Less patriarchal			
<i>Equation 1</i>	b	se	$\beta$	p	b	se	$\beta$	p
female	-2.447	.604	-.228	.000	-.517	.677	-.044	.446
(intercept)	4.080	.308			4.194	.323		
R <sup>2</sup>	.052				.002			
<i>Equation 2</i>								
female	-2.374	.596	-.221	.000	-.316	.668	-.027	.636
paternal control	-.496	.159	-.173	.002	-.532	.154	-.197	.001
(intercept)	6.482	.825			6.724	.789		
R <sup>2</sup>	.082				.041			
<i>Equation 3</i>								
female	-1.773	.579	-.165	.002	.228	.590	.019	.699
paternal control	-.304	.155	-.106	.051	-.383	.136	-.142	.005
risk taking	.244	.045	.302	.000	.361	.038	.476	.000
(intercept)	2.994	1.014			2.157	.853		
R <sup>2</sup>	.165				.262			
<i>Equation 4</i>								
female	-1.762	.577	-.164	.002	.100	.575	.009	.862
paternal control	-.289	.155	-.101	.063	-.263	.136	-.098	.054
risk taking	.223	.046	.277	.000	.322	.039	.425	.000
legal sanctions	-.381	.196	-.106	.053	-.741	.179	-.214	.000
(intercept)	5.789	1.759			7.145	1.463		
R <sup>2</sup>	.176				.302			

Table 6

Z test comparison of household category gender coefficients within maternal and paternal control tables

<u>Equations</u>	<u>Table 3</u>	<u>Table 4</u>
1	-1.82*	-2.13*
2	-2.07*	-2.29*
3	-2.19*	-2.42**
4	-1.99*	-2.28*

\*p<.05, \*\*p<.01, \*\*\*p<.001

---

Note: Table 3 represents the previous table with maternal control, whereas Table 4 represents paternal control. The equations column represents each model within each table. The z-scores shown are the results comparing more and less patriarchal households.

## 参考文献

- Adler, F. (1983). *Nations not obsessed with crime*. Littleton: Fred B and Rothman and Co.
- Avakame, E. (1997). Modelling the patriarchal factor in juvenile delinquency: Is there room for peers, church, and television? *Criminal Justice and Behaviour* 24, 477-494.
- Bates, K., Bader, C., & Mencken, C. (2003). Family structure, power-control theory, and deviance: Extending power-control theory to include alternate family forms. *Western Criminology Review*, 4(3), 170-190.
- Blackwell, B. S. (2000). Perceived sanction threats, gender, and crime: a test and elaboration of power-control theory. *Criminology*, 38(2), 439-488.
- Blackwell, B. S., & Piquero, A. R. (2005). On the relationships between gender, power control, self-control, and crime. *Journal of Criminal Justice*, 33(1), 1-17.
- Blackwell, B. S., & Reed, M. D. (2003). Power-control as a between- and within-family model : Reconsidering the unit of analysis. *Journal of Youth and Adolescence*, 32(5), 385-39.
- Braithwaite, J. (1989). *Crime, shame and reintegration*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Clogg, C. C., Petkova, E., & Cheng, T. (1995). Reply to Allison: More on comparing regression coefficients. *The American Journal of Sociology*, 100(5), 1305-1312.
- Dahrendorf, R. (1959). *Class and class conflict in industrial society*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- Doi, T. (1994). *The anatomy of dependence*. Tokyo: Kodansha.
- Erikson, E.H. (1964 [1950]). *Childhood and society*. New York: W.W. Norton.
- Felson, M. (1986). Linking criminal choices, routine activities, informal control, and criminal outcomes. In D.B. Cornish & R.V. Clarke (Eds.), *The reasoning criminal*. New York: Springer-Verlag.
- Finch, A. (2001). Homicide in contemporary Japan. *British Journal of Criminology*, 41(2), 219- 235.
- Fukushima, M., Sharp, S., & Kobayashi, E. (2009). Bond to society, collectivism, and conformity: A comparative study of Japanese and American college students. *Deviant Behaviour*, 30(5), 434-466.
- Gottfredson, M., & Hirschi, T. (1990). *General theory of crime*. Palo Alto, CA: Stanford University Press.
- Hadjar, A., Baier, D., Boehnke, K., & Hagan, J. (2007). Juvenile delinquency and gender revisited: The family and power-control theory reconceived. *European Journal of Criminology*, 4(1), 33-58.
- Hagan, J. (1989). *Structural criminology (crime, law, deviance series)*. Cambridge: Polity Press.
- Hagan, J., Gillis, A.R., & Simpson, J. (1990). Clarifying and extending power-control theory. *American Journal of Sociology*, 95(4), 1024.
- Hagan, J., Gillis, A. R., & Simpson, J. (1985). The class structure of gender and delinquency: toward a power-control theory

- of common delinquent behaviour. *American Journal of Sociology*, 90(6), 1151.
- Hagan, J., Simpson, J., & Gillis, A. R. (1987). Class in the household: A power-control theory of gender and delinquency. *American Journal of Sociology*, 92(4), 788.
- Hamai, K., & Ellis, T. (2006). Crime and criminal justice in modern Japan: From re-integrative shaming to popular punitivism. *International Journal of the Sociology of Law*, 34(3), 157-178.
- Hechter, M., & Kanazawa, S. (1993). Group solidarity and social order in Japan. *Journal of Theoretical Politics*, 5(4), 455-493.
- Hill, G. D., & Atkinson, M. P. (1988). Gender, familial control, and delinquency. *Criminology*, 26(1), 127-147.
- Jensen, G. F., & Thompson, K. (1990). What's class got to do with it? A further examination of power-control theory. *American Journal of Sociology*, 95(4), 1009.
- Kamon, H., Y. Harada, and S. Yonezato. 2002, November. Exploring Risk Factors of Delinquency among Japanese Junior High School Students. Paper presented at the annual meeting of the American Society of Criminology.
- Katsuura-Cook, Noriko. (1991). *Nihon no Kosodate, America no Kosodate [Child Rearing in Japan and in the United States]*. Tokyo, Japan: Science-sha.
- Kawai, H. (1976). *Bosei shakai nihon no byori* [The pathology of maternal society: Japan]. Tokyo: Chuo Koronsha.
- Kawanishi, Y. (2004). Japanese youth: The other half of the crisis? *Asian Affairs* 35: 22-32.
- Kobayashi, E., Sharp, S., & Grasmick, H. G. (2008). Gender and deviance: A comparison of college students in Japan and the United States. *Deviant Behaviour*, 29(5), 413-439.
- Kobayashi, E., Vazsonyi, A. T., Chen, P., & Sharp, S. (2010). A culturally nuanced test of Gottfredson and Hirschi's general theory: Dimensionality and generalizability in Japan and the United States. *International Criminal Justice Review*, 20(2), 112-131.
- Komiya, N. (1999). A cultural study of the low crime rate in Japan. *British Journal of Criminology*, 39(3), 369-390.
- Kuzuno, H. & Kan. U. (2007). Crime in Japan and its relation to transnational organised crime, in International Conference on Organised Crime Groups and Organised Crimes, Shandong University Law School, Jinana China, Nov. 17-19, 2007.
- Laser, J., Luster, T., & Oshio, T. (2007). Promotive and risk factors related to deviant behaviour in Japanese youth. *Criminal Justice and Behaviour*, 34(11), 1463-1480.
- Leiber, M., & Wacker, M. E. (1997). A theoretical and empirical assessment of power-control theory and single-mother families. *Youth & Society*, 28(3), 317-350.
- Leonardsen, D. (2002). The impossible case of Japan. *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, 35(2), 203-229.
- Leonardsen, D. (2003). Crime in Japan—a lesson for criminological theory? The

- cultural dimension in crime—what can the Japanese experience tell us? *britsoccrimorg*, 1-22. Retrieved from <http://www.britsoccrim.org/volume6/008.pdf>
- Leonardsen, D. (2006). Crime in Japan: Paradise lost? *Journal of Scandinavian Studies in Criminology and Crime Prevention*, 7(2), 185-210.
- Mack, K., & Leiber, M. (2005). Race, gender, single-mother households, and delinquency: A further test of power-control theory. *Youth & Society*, 37(2), 115-144.
- Mathews, G. (2004). Seeking a career, finding a job: How young people enter and resist the Japanese world of work. In G. Mathews & B. White (Eds.), *Japan's changing generations: Are young people creating a new society?* New York, NY: Routledge.
- Mifune, M. (1996). Kogakureki josei no kazoku to seikatsu [Highly educated women and their families and lives"], in N. Toshitani et al. (Eds.) *Kogakureki jidai no josei* [Women of highly educated generation]. Tokyo: Yuhikaku.
- Mitchell, J.N, (2009). *Power-control theory: An examination of private and public patriarchy*. Retrieved from Scholar Commons @ USF database. (UMI no. 2108).
- Morash, M., & Chesney-Lind, M. (1991). A reformulation and partial test of the power-control theory of delinquency. *Justice Quarterly*, 8, 347-377.
- Paternoster, R., Brame, R., Mazerolle, P., & Piquero, A. (1998). Using the correct statistical test for the equality of regression coefficients. *Criminology*, 36(4), 859-866.
- Roberts, A., & Lafree, G. (2004). Explaining Japan's postwar violent crime trends. *Criminology*, 42(1), 179-210.
- Sakurai, T. (2004). The generation gap in Japanese society since the 1960s. In G. Mathews & B. White (Eds.), *Japan's changing generations: Are young people creating a new society?* New York, NY: Routledge.
- Sasagawa, A. (2004). Centred selves and life choices: Changing attitudes of young educated mothers. In G. Mathews & B. White (Eds.), *Japan's changing generations: Are young people creating a new society?* New York, NY: Routledge.
- Singer, S. I., & Levine, M. (1988). Power-control theory, gender, and delinquency: a partial replication with additional evidence on the effects of peers. *Criminology*, 26(4), 627-647.
- Tanaka, Y., & Nishimura, Y. (1986). Shokugyo keizoku ni oyobosu gakureki koka [The effect of education on continuous work]. In M. Amano (Ed.) *Joshi koto kyoiku no zahyo* [The position of women's higher education]. Tokyo: Kakiuchi Shuppan.
- Tanioka, I., & Glaser, D. (1991). School uniforms, routine activities, and the social control of delinquency in Japan. *Youth & Society*, 23(1), 50-75.
- Tsushima, M. (1996). Economic structure and crime: The case of Japan. *Journal of Socio-Economics*, 25(4), 497-515.
- Uggen, C. (2000). Class, gender, and arrest: An intergenerational analysis of workplace

power and control. *Criminology*, 835,  
835-862.

Vazsonyi, A. T., & Belliston, L. M. (2007). The family -> low self-control -> deviance: A cross-cultural and cross-national test of self-control theory. *Criminal Justice and Behavior*, 34(4), 505-530.

Vazsonyi, A. T., Clifford Wittekind, J. E., Belliston, L. M., & Van Loh, T. D. (2004). Extending the general theory of crime to “the east:” Low self-control in Japanese late adolescents. *Journal of Quantitative Criminology*, 20(3), 189-216.

White, M. (2002). *Perfectly Japanese: Making families in an era of upheaval*. Berkeley, CA: University of California Press.